

議案第 4 号

市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 1 0 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例（令和 3 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び温浴設備」を「、温浴設備及びトレーニング室」に、  
「第 4 節  
第 5 節

屋外設備（第 2 0 条・第 2 1 条）  
休憩設備その他の便益設備（第 2 2 条・第 2 3 条）」  
議室（第 1 9 条の 2—第 1 9 条の 7）

「第 4 節 集会室及び会  
を 第 5 節 屋外設備（第  
第 6 節 休憩設備その

2 0 条・第 2 1 条） に改める。

他の便益設備（第 2 2 条・第 2 3 条）」

第 3 条中第 6 号を第 9 号とし、第 5 号を第 8 号とし、第 4 号を第 5 号とし、  
同号の次に次の 2 号を加える。

(6) 集会室

(7) 会議室

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) トレーニング室

「第1節 温水プール及び温浴設備」を「第1節 温水プール、温浴設備及びトレーニング室」に改める。

第8条中「又は温浴設備を使用する者」を「、温浴設備又はトレーニング室（以下「温水プール等」という。）を使用するもの」に改める。

第10条第1号中「温水プール又は温浴設備」を「温水プール等」に改める。

第11条中「温水プール若しくは温浴設備」を「温水プール等」に改め、同条第2号中「温水プール又は温浴設備」を「温水プール等」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節を第5節とし、第3節の次に次の1節を加える。

第4節 集会室及び会議室

（使用の許可）

第19条の2 集会室又は会議室（以下「集会室等」という。）を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 集会室等を使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 集会室等を使用しようとするものが施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) その他余熱利用施設の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

3 市長は、第1項の許可に際して、余熱利用施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

（使用料）

第19条の3 前条第1項の許可を受け、集会室等を使用するもの（以下「集会室等使用者」という。）は、別表第4の定めるところにより算出した額に消

費税等加算率を乗じて得た額を使用料として納めなければならない。この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第19条の4 市長は、必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(既納の使用料)

第19条の5 既納の第19条の3に規定する使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 集会室等使用者が自己の責めによらない理由により集会室等を使用することができないとき。
- (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第19条の6 集会室等使用者は、集会室等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の停止等)

第19条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、集会室等使用者に対し、集会室等の使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消し、又は屋内施設からの退館を命ずることができる。

- (1) 集会室等使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集会室等使用者が集会室等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 集会室等使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 集会室等使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 集会室等使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) その他余熱利用施設の管理運営上支障があるとき。

第24条第2項第1号中「及びロッカー」を「、ロッカー、集会室及び会議室」に改め、同項第5号中「温浴設備」の次に「、トレーニング室」を加え、

「及びロッカー」を「、ロッカー、集会室及び会議室」に改め、同項第6号中「及びロッカー」を「、ロッカー、集会室及び会議室」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 飲食の提供を行うこと。

第24条第3項中「第19条」の次に「、第19条の2、第19条の7」を、「第29条まで」の次に「並びに別表第2」を、「及び前条」の次に「並びに同表」を加える。

第25条第1項中「又はロッカー使用者」を「、ロッカー使用者又は集会室等使用者」に、「温水プール又は温浴設備」を「温水プール等」に改め、「ロッカーの使用に係る料金を」の次に「、集会室等使用者にあつては集会室等の使用に係る料金を」を加え、同条第2項中「別表第3に定める額を」の次に「、集会室等使用者にあつては別表第4に定める額を」を加える。

第27条第2項中「及び第17条」を「、第17条及び第19条の3から第19条の5まで」に改める。

第29条第2号中「温水プール又は温浴設備」を「温水プール等」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 集会室等使用者が自己の責めによらない理由により集会室等を使用することができないとき。

第33条中「又は第16条に規定する使用料の徴収を免れた者」を「、第16条に規定する使用料又は第19条の3に規定する使用料の徴収を免れたもの」に改める。

附則第1項ただし書中「、公布の日」を「公布の日から、別表第4の規定は市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）の施行の日」に改める。

別表第2を別紙のように改める。

別表第3の次に別紙の1表を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第2（第8条、第25条関係）

温水プール使用料

| 区 分 | 1回当たりの額（1人につき） |                    |
|-----|----------------|--------------------|
|     | 最初の2時間         | 2時間を超える部分          |
| 一般  | 490円           | 30分までごとに<br>つき120円 |
| 小学生 | 250円           | 30分までごとに<br>つき60円  |

備考 「1回」とは、余熱利用施設の開館時間の間における1回の入館及び退館を単位とするものをいう。

温浴設備使用料

| 区 分 | 1回当たりの額（1人につき） |
|-----|----------------|
| 一般  | 790円           |
| 小学生 | 400円           |

備考 「1回」とは、余熱利用施設の開館時間の間における1回の入館及び退館を単位とするものをいう。

トレーニング室使用料

|                |      |
|----------------|------|
| 1回当たりの額（1人につき） | 500円 |
|----------------|------|

備考 「1回」とは、余熱利用施設の開館時間の間における1回の入館及び退館を単位とするものをいう。

温水プール及びトレーニング室を併せて使用する場合の月間使用料

|                |        |
|----------------|--------|
| 1月当たりの額（1人につき） | 7,500円 |
|----------------|--------|

備考 市長が別に定める日及び時間帯のみ使用する者が使用するときの1月当たりの額は、1人につき4,500円とする。

温水プール、温浴設備及びトレーニング室を併せて使用する場合の月間使用料

|                |         |
|----------------|---------|
| 1月当たりの額（1人につき） | 13,000円 |
|----------------|---------|

備考 市長が適当と認める団体の構成員が使用するときの1月当たりの額は、一の団体につき30,000円とする。

別表第4（第19条の3、第25条関係）

| 区 分  | 1時間当たりの額 |
|------|----------|
| 集会室1 | 300円     |
| 集会室2 | 320円     |
| 集会室3 | 350円     |
| 会議室  | 340円     |

## 理 由

クリーンセンター余熱利用施設の指定管理者の候補者が提案した事業等の内容を踏まえ、同施設にトレーニング室、集会室及び会議室を設置するとともにその使用料の額を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。